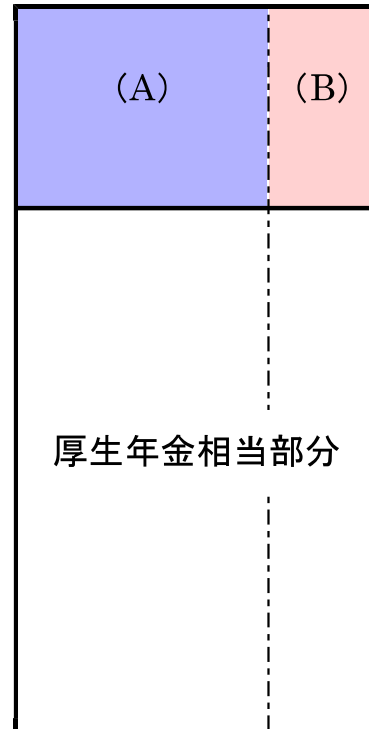
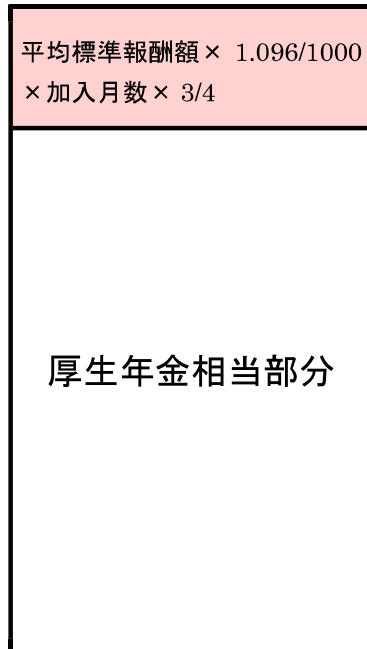


- 在職中に死亡したとき、退職共済年金の受給権者等が死亡したときは、遺族共済年金を支給
- 死亡の原因が公務傷病又は通勤途上の災害による傷病であるときは、職域部分を割増し

【公務外】

【公務上】



- 公務上の職域部分  

$$= \text{平均標準報酬額} \times 2.466/1000 \times \text{加入月数}$$
- 最低保障額(厚生年金相当部分+職域部分の合計額)(平成 24 年度価格)  
 1,045,600 円
- 費用負担…全額事業主(国等)
- 受給権者 2,132 人(平成 22 年度末)  
 ※受給権者には昭和 60 年改正前の公務上の遺族年金を含む。
- 国家公務員災害補償法の遺族補償年金との調整  
 職域部分のうち加入期間 300 月に相当する部分 (A) を支給停止(遺族補償年金は全額支給)  
 ↓  
 被用者年金一元化後は、遺族補償年金を一部支給停止  
 (→現行の厚生年金と労災保険の関係と同様の仕組み)

(注) 加入月数が 300 月未満であるときは、300 月とみなして計算